

大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱施行基準の一部を改正する基準案

大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱施行基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特例基準)</p> <p>第2条 下記の場合は要綱第8条の市長が敷地の状況等により特にやむを得ないと認めた場合とする。</p> <p>[(1) ~ (3) 略]</p> <p>(4) 構造上又は事業計画上駐車施設等を設置することができないものについて、建築主が当該共同住宅等建築物の敷地からおおむね<u>350メートル</u>以内で所有する土地に所有する建築物である駐車施設等（<u>当該共同住宅等建築物の敷地からおおむね350メートル以内の場所にある駐車施設等のうち、建築主が正当な権原に基づき使用することができ、当該建築物である駐車施設等に相当すると計画調整局長が認めるものを含む。</u>以下「自己所有建築物駐車場」という。）に<u>要綱第5条の駐車施設等</u>を設置する場合</p> <p>2 前項第1号から第3号までの規定により市長が敷地の状況等により特にやむを得ないと認めた場合は、建築主は当該建築物の敷地からおおむね<u>350メートル</u>以内の場所に<u>要綱第5条の駐車施設等</u>を設置する旨を</p>	<p>(特例基準)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[(1) ~ (3) 同左]</p> <p>(4) 構造上又は事業計画上駐車施設等を設置することができないものについて、建築主が当該共同住宅等建築物の敷地からおおむね<u>350m</u>以内で所有する土地に所有する建築物である駐車施設等（<u>以下「自己所有建築物駐車場」という。</u>）に<u>当該駐車施設等</u>を設置する場合</p> <p>2 前項第1号から第3号までの規定により市長が敷地の状況等により特にやむを得ないと認めた場合は、建築主は当該建築物の敷地からおおむね<u>350m</u>以内の場所に<u>要綱第5条の駐車施設等</u>を設置する旨を示す書</p>

示す書類を市長に提出しなければならない。 い。 [3 略]	類を市長に提出しなければならない。 [3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。